

研究ノート

ハンセン病問題の講義を受講した学生の学びの様相

伊波 弘幸*

Learning Modalities of Students Participating in the Lecture on Hansen's Disease

Hiroyuki IHA*

要 旨

本研究では、学生がハンセン病問題の講義を受け、講義の内容から何を学び、その学んだ内容についてどのように感じ、考えたのか学生が講義後に回答したWebアンケート調査の自由記述の内容を分析し、講義後の学びの様相を明らかにする事を目的とする。

本講義を受講したA大学の学生129名を対象にWebアンケート調査を実施し66名から回答が得られた(有効回答率: 51.2%)。分析の結果、学生は講義の中で、入所者が偏見差別を受けてきた歴史的背景や強制堕胎、去勢手術、胎児のホルマリン漬けなどの非人道的な医療処置の実際について話を聞き【初めて知った詳細な偏見差別の内容】に衝撃を受けた。学生は、詳細な偏見差別の内容を学んだことで【学生自身の差別意識】について考える機会となり、そのことが学生の自己内省へ繋がっていた。学生は、ハンセン病問題を学び、衝撃的な体験をし、自身の差別意識について考え、自己を内省するプロセスを辿ったことで、入所者の思いに対し共感的に理解を深めていた。学生は、入所者に共感的に理解を深めたことで、これまで偏見差別を受け苦難の人生を生き抜いてきた【入所者への感謝と敬意】を表し、今後【入所者が安心して幸せに暮らすことへの願い】を込め、【ハンセン病問題に対する啓発への思い】に繋がっていた。

キーワード：ハンセン病、人権教育、大学生、学生の学びの様相

Abstract

The purpose of this study is to clarify what students learned from the lecture on leprosy, how they felt and thought about what they learned, and what they learned after the lecture by analyzing the contents of free descriptions in the web questionnaire that the students answered after the lecture.

A web-based questionnaire survey was conducted among 129 students from University A who attended this lecture, and 66 students responded (valid response rate: 51.2%). As a result of the analysis, students were told in the lecture about the historical background of prejudice discrimination against the residents and the actual inhumane medical procedures such as forced abortion, castration, and formalin immersion of fetuses, and were shocked by "the details of prejudice discrimination that they learned for the first time". Students learned the details of prejudice discrimination. This provided an opportunity for students to think about "their own discriminatory mindset". This led to their self-reflection. The students learned about the issues surrounding leprosy, experienced shocking experiences, and thought about their own

* 名桜大学人間健康学部看護学科 〒905-8585 沖縄県名護市為又1220-1 Department of Sciences in Nursing, Faculty of Human Health Sciences, Meio University 1220-1, Nago, Okinawa, 905-8585, Japan

discriminatory attitudes. Through this process of self-reflection, they were able to deepen their understanding of the feelings of the inmates in a sympathetic way. The students, by sympathetically deepening their understanding of the inmates, expressed their "gratitude and respect for the inmates" who have suffered prejudice and discrimination and have lived through a life of hardship, and they also embraced "the hope for the inmates to live happily and safely" and "the desire to raise awareness of the leprosy issue".

Keywords: Hansen's disease, Human rights Education, college students, student learning

I. はじめに

1996年らい予防法の廃止により元患者の人権やその処遇が改善された。しかし、長い間社会から隔離された生活を強いられたハンセン病患者は、らい予防法の廃止後多くの患者が在園生活を継続している。2008年にハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）が制定され（厚生労働省, 2008）、ハンセン病の患者であった者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるようになるための基盤整備は喫緊の課題とされている。また、適切な対策を講ずることが急がれており、ハンセン病の患者であった者に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない（法務省, 2011）と条文に述べられている。すなわち長期に亘り、偏見差別を受けてきたハンセン病回復者が、これから先、一人の人間として平安な生活が送れるよう支援していく必要がある。しかしながら2003年、熊本県において、ハンセン病回復者に対する宿泊拒否事件が起こった。これは、熊本県が実施する「ふるさと事業」でハンセン病回復者の宿泊を依頼された温泉ホテルが「乳幼児など他の宿泊者に感染する恐れがある」としてその依頼を拒否した事件であった（北岡, 2011）。このように、らい予防法が廃止された現在においてもハンセン病回復者は、一部の一般社会の人から偏見差別を受けている現状がある。

2011年法務省の人権教育・啓発における基本計画において、人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施され、それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきだと述べている。人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある（法務省, 2011）。また、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。国連は、1995年を

国連寛容年と定め、地球的規模での平和の実現と差別の撤廃に向け人権教育の事業を位置づけた（鈴木, 1997）。これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るために、平成7年（1995年）12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した（文部科学省, 1997）。またその条文において、ハンセン病については、平成8年（1996年）に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配付等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する（文部科学省, 1997）と明記されている。すなわち、学生を含めた一般社会の人々に対しハンセン病に関する人権教育・普及が求められている。

ハンセン病関連の人権教育に関する先行研究を概観すると、梅野（2013）は、近年のハンセン病に関する人権教育は、感染症に対する偏見や差別を取り上げた指導例示は、文部科学省、厚生労働省、法務省に関わる多くの機関で取り組まれていることもあり、多様な内容の例示を確認することができる。他方で、ハンセン病問題やハンセン病回復者、国立療養所等に居住する方々に対する差別や偏見、社会復帰に関わる指導例示は、自治体の人権教育資料についてみれば、いまだ限定的であると報告している。また片桐ら（2022）は、COVID-19（新型コロナウイルス）感染拡大下において、看護倫理を学ぶ科目に国立ハンセン病資料館のオンライン見学を導入している。履修学生30名のリフレクションシートに記載された内容を分析した結果、【オンライン見学で学修の広がり（見方・考え方）や倫理観の深まりを実感した】、【次世代に向け自分がなすべきことを考えた】、【患者と家族への不当な差別・偏見の実態がわかった】、【患者の人権・尊厳が侵害されていたことがわかった】、【今では考えられないようなハンセン病の過去の事実を知った】、【過酷な環境下でも患者の自分らしく生きる姿に感動した】、【当事者や家族と同じ立場に立って思考した】の7カテゴリーを抽出し学生は、相手の立場に立ち、今後自分には何ができるか思考を巡らせ、学修がより深まり広がる

体験を実感していたと報告している。吉川（2020）は、2005年から13年間、和歌山県立医科大学医学部学生の人権教育のテーマとして、ハンセン病をとりあげた。ハンセン病の国内施設において不法中絶の常態化を報じる新聞記事を紹介して、講義と記事に対するレポートの提出を求めた。更に、2010年から4年間の学生には3年後の臨床実習の際に同じレポート提出を求めて、傾向を比較し変化を解析した。合計1,347のレポートの検討によって、ハンセン病が人権教育や臨床倫理教育に極めて有用なテーマであることが確認されたと報告している。大澤（2013）は、療養所およびハンセン病資料館の見学実習を通して看護学生が何を学んだかを明らかにし、学生の学びの内容から実習目標が達成されているか検討した。分析の結果、事前学習では患者がもつ苦しみや悲しみに共感するといった抽象的な内容に留まっていたが、身体的な合併症に対する看護や高齢化に伴う老年看護や終末期看護の視点についても学ぶことができていることがわかった。学生は、かつてのハンセン病患者の過酷な生活、差別に対して衝撃を受け、問題意識をもつことができ、学生は事前学習や見学実習を通して実習目標の内容を学ぶことができていると考えられたと報告している。

ハンセン病問題の人権教育に関する先行研究では上述した通り、ハンセン病に関する人権教育の内容を検討した研究や、医学生や看護学生を研究者対象者にハンセン病関連の施設での実習やハンセン病関連の講義後の学びについて分析された研究、さらに倫理科目に新たに導入したオンライン見学の授業準備と学修効果に焦点を当て、授業方法・内容が効果的な教育方法であったかについて検討した研究が散見された。しかしながら、医療系以外の大学生を対象としたハンセン病問題についての講義後の学びの様相に関する研究について見当たらなかった。

そこで本研究では、A大学の共通選択科目であるヒューマンケアリングを履修した1年次から4年次の学生129名に対し、「ハンセン病療養所入所者と関わって見えてきたこと」をテーマに講義を行い、学生がハンセン病問題の講義を受け、講義の内容から何を学び、その学んだ内容についてどのように感じ、考えたのか、学生が講義後に回答したWebアンケート調査の自由記述の内容を分析し、講義後の学びの様相を明らかにする事を目的とする。

II. 研究目的

本研究では、学生がハンセン病問題の講義を受け、講義の内容から何を学び、その学んだ内容についてどのように感じ、考えたのか、学生が講義後に回答したWebアンケート調査の自由記述の内容を分析し、講義後の学びの様相を明らかにする事を目的とする。

III. 研究意義

ハンセン病問題の講義を受講した学生の学びの様相から、その講義を通して大学生に『偏見差別』に向き合う姿勢や態度を育むことができると言える。また、本研究で学生の学びの様相を明らかにすることによって、ハンセン病に関する人権教育やハンセン病以外の人権教育の教授法の一助になると考える。

IV. 用語の定義

1. 入所者

先行研究において、ハンセン病療養所の入所者の表記は「ハンセン病回復者」、「元患者」、「入所者」、「ハンセン病者」と記されているが全て同様の意味を指す。本研究で筆者は「入所者」と表記し、学生のWebアンケート調査内容からのデータは、学生が記載した通りで表記する。

2. ハンセン病問題

ハンセン病問題とは、近代以降の国の誤ったハンセン病対策が原因で患者・回復者及びその家族の人権が侵害され、はなはだしい偏見差別に晒された人権問題のことである（国立ハンセン病資料館、2021）。

V. 研究方法

1. 研究デザイン

質的記述的研究

2. 講義日：2021年7月21日

調査期間：2021年7月から2021年8月

3. 研究対象者

A大学が開講しているヒューマンケアリングの中のハンセン病問題に関する講義を受講した1年次から4年次の学生129名を対象とした。

4. データ収集

Googleフォームを用いたWebアンケート（調査票無記名自記式質問調査）QRコードを用いてWebアンケート調査を実施した。Webアンケート調査票の質問内容として、選択肢は、①所属・学年、②これまでハンセン病の講義（人権教育）を受けたことはあるか。③これまでにハンセン病の講義（人権教育）を受けて、偏見差別の具体的な内容を学んだことがあるか。④これまでにハンセン病元患者と関わったことはあるか。⑤これまでにハンセン病資料館を訪れたことがあるかとした。自由記述の質問内容は①今回の講義を受講し学んだことは何か。

②今回の講義を受講し、ハンセン病の啓発に向けてどのように行動したいか。③今回の講義を受講し、あなたが療養所入所者・回復者に伝えたいことは何かとし、以上の内容について質的に分析を行った。

データ収集法は、講義開始前に研究対象者へ研究の趣旨、目的、方法、プライバシーの保護、匿名性の確保について文書と口頭で説明した。さらに本研究では、講義後にWebアンケート調査を実施し、自由記述の項目を分析対象とすること、また研究への参加は自由意思でありWebアンケート調査に参加しなくても成績に影響しないことを説明した。本研究に同意した学生は、無記名でGoogle フォームでWebアンケート調査に参加するよう依頼した。講義後に再度上記内容について説明、依頼しGoogle フォームで作成したQRコードを学生に提示した。Webアンケート調査票を送信した学生は、本研究に対し同意が得られたものとした。

5. 分析方法

本研究は、質的統合法（KJ法）を用いて分析した。その理由として、学生が送信したWebアンケート調査の自由記述のバラバラな断片情報が、辯證が合う形で説明できることや記述データを分類・整理することができる。また最後に見取り図と称する図解で第三者が全体像を把握するための手がかりになると同時に、内部構造の理解を導くことができることから質的統合法（KJ法）を用いた（山浦, 2018）。

学生が送信したWebアンケート調査の自由記述の内容を熟読し、学生が本講義で学んだこと、感じえたことを元データとした。意味のある最少単位のまとまりである元ラベル（原文）を作成し、ラベル（原文）の類似性にそってグループ化し、グループごとに内容を表すラベル（統合概念）を付けながら、最終ラベル（統合概念）数が5枚になるまで作業を繰り返し、内容の抽象度を高めた。さらに最終ラベルの内容を端的に表すシンボルマーク（象徴概念）をつけた。次いで、5枚の最終ラベルを用い、ラベル間の関連性に着目して、ハンセン病問題の講義を受講した学生の学びの様相について見取り図を作成した（図1参照）。分析の信頼性と妥当性の確保のために、全分析過程において、質的研究に精通している3名の研究者のスーパーバイズを受け、得られたデータと解釈に矛盾がないか、飛躍した解釈となっていないか検討しながら分析を進めて行った。

6. 倫理的配慮

本研究への参加協力依頼について、講義開始前、後に研究対象者へ研究の趣旨、目的、方法、プライバシーの保護、匿名性の確保について文書と口頭で説明し、さらに研究への参加は自由意思でWebアンケート調査に参

加しなくても成績に影響しないことを説明し同意を得た。

なお、本研究は公立大学法人 名桜大学全学研究倫理委員会の承認を受けて実施した（承認番号：2021-005-1）。

7. A大学におけるヒューマンケアリング講義概要

人間は誕生から死を迎えるまで人と人の間で自己を生成し、自分の人生を紡いで生きている。大学の学生生活は、まさに人ととの間で生きていく自分の人生をデザインする重要な時期でもある。また人生の質は健康によって大きく左右される。この科目では学生が将来にわたって人生をより健康に生きるための知恵を育むことをねらいとしている。人々の健康についてわかり易く概説し、学生から社会人へと健やかな生活を送るためのセルフケアについて理解し、その基礎的能力を身につけることを学習目標としている。

8. 本時の学習目標

本講義は、ハンセン病患者の人権侵害の歴史からヒューマンケアリングを考える。ハンセン病患者の歴史的背景、優生保護法、ライフサポートおよびノーマラゼーションについて理解することを狙いとしている。学習目標は以下に示す。

- 1) 誤った国の政策によって、ハンセン病患者の人々が長い間多くの偏見差別に苦しんできたという事実を知り、ハンセン病に関する正しい知識と理解を深めることができる。
- 2) 現在も残るハンセン病の元患者に対する偏見差別の実態を知り、人権意識を高めていくことの大切さを学ぶことができる。
- 3) 今も残るハンセン病元患者への偏見差別の現実を知り、身のまわりにある人権侵害や差別の現実と関連させ考えることができる。

9. 本時の講義内容

本講義の内容は、ハンセン病療養所で看護師経験のある基礎看護領域の教員が入所者の看護実践の中で経験した内容を事実に基づき、「ハンセン病療養所の入所者と関わって見えてきたこと」をテーマに1コマ90分の講義を行った。具体的な講義内容は、らい予防法廃止を軸に予防法廃止前、廃止後に分けて行った。予防法廃止前の内容は、ハンセン病の病態、感染と発病、治療について、次にハンセン病の歴史について、具体的には隔離収容への道のり、療養所の設置、無駄運動、隔離収容と療養所の医療、強制断種及び墮胎など入所者の被害の実態、療養所における福祉と自治、沖縄の政策、らい予防法廃止から国賠訴訟について講義を行った。予防法廃止後については、根強い偏見差別の払拭、A園で実践されている看取り看護の実際、啓発活動、社会復帰施策と支援に

ついての項目に沿って進めた。

VI. 結 果

1. 研究対象者の基本属性

本講義を受講した学生は129名で、Webアンケート調査に回答した学生は66名であった（回答率51.2%）。所属については、国際・情報系学科26名（39.4%）、看護系学科38名（57.6%）、スポーツ系学科2名（3.03%）であった。学年については、全体で1年次54名（81.8%）、2年次9名（13.6%）、3年次2名（3.03%）、4年次1名（1.51%）であった。これまでにハンセン病の講義（人権教育）を受けた経験がある学生は61名（92.4%）、無い学生は5名（7.61%）であった。これまでにハンセン病の講義（人権教育）を受けて偏見差別の具体的な内容を学んだ経験がある学生は3名（4.55%）ある程度学んだ学生は10名（15.2%）、無い学生は53名（80.3%）であった。これまでにハンセン病元患者と関わった経験がある学生は4名（6.10%）、無い学生は62名（94.0%）であった。これまでにハンセン病資料館を訪れたことがある学生は5名（7.61%）、無い学生は61名（92.4%）であった（表1. 参照）。

表1. 基本属性

項目	選択肢	n=66 (%)
所属について	国際・情報系学科	26名（39.4%）
	看護系学科	38名（57.6%）
	スポーツ系学科	2名（3.03%）
学年	1年次	54名（81.8%）
	2年次	9名（13.6%）
	3年次	2名（3.03%）
	4年次	1名（1.51%）
これまでハンセン病の講義（人権教育）を受けたことはあるか	有	61名（92.4%）
	無	5名（7.61%）
これまでハンセン病の講義（人権教育）を受けた中で偏見差別の具体的な内容について学んだことはあるか	有	3名（4.55%）
	ある程度学んだ	10名（15.2%）
	無	53名（80.3%）
ハンセン病元患者と関わったことはあるか	有	4名（6.10%）
	無	62名（94.0%）
ハンセン病資料館を訪れたことはあるか	有	5名（7.61%）
	無	61名（92.4%）

2. Webアンケート調査の自由記述の内容の分析結果

Webアンケート調査の自由記述の内容で分析に利用した元ラベルの総数は264枚であった。本文中ではシンボルマークは【墨付鍵括弧】で表し、最終ラベルの内容は【大括弧】、元ラベルは「鍵括弧」を用いて記述した（表2. 参照）。分析の結果、【初めて知った詳細な偏見差別の内容】、【学生自身の差別意識】、【入所者への感謝

と敬意】、【入所者が安心して幸せに暮らすことへの願い】、【ハンセン病問題に対する啓発への思い】の5の最終シンボルマークが抽出された。

学生は講義の中で、入所者が偏見差別を受けてきた歴史的背景や強制墮胎、去勢手術、胎児のホルマリン漬けなどの非人道的な医療処置の実際について話を聞き【初めて知った詳細な偏見差別の内容】に衝撃を受けた。学生は、詳細な偏見差別の内容を学んだことで【学生自身の差別意識】について考える機会となり、そのことが学生の自己内省へ繋がっていた。学生は、ハンセン病問題を学び、衝撃的な体験をし、自身の差別意識について考え、自己を内省するプロセスを辿ったことで、入所者の思いに対し共感的に理解を深めていた。学生は、入所者に共感的に理解を深めることで、これまで偏見差別を受け苦難の人生を生き抜いてきた【入所者への感謝と敬意】を表し、今後【入所者が安心して幸せに暮らすことへの願い】を込め、【ハンセン病問題に対する啓発への思い】に繋がっていた。

1) 【初めて知った詳細な偏見差別の内容】

最終ラベルは、【ハンセン病は知っていたが患者が強制的に墮胎され、胎児がホルマリン漬けされるなど多くの偏見差別を受けていたことを初めて知り驚きとショックを受けた】とした。

今回本講義を受講した学生の多くは、ハンセン病という疾患名を知っていた。しかしWebアンケート調査に回答した66名うち53名（80.3%）の学生は、ハンセン病の歴史的背景、療養所の目的、入所者の生活史などの差別偏見の実態については知らなかった。学生は講義を受け「ハンセン病について無知な部分が多くあったが、具体的な事例や写真を通して差別や偏見の実態について学ぶ事ができた。」、「ハンセン病患者の扱われ方があまりにも酷くまた、胎児がホルマリン漬けされた話は衝撃的だった。」、「ハンセン病は世界どこでも嫌がられ、どんなに惨めだったのか想像すらできない、病より怖いのが人からの差別でまた自由な生活が送れないのが怖くて悲しくなった。」、「ハンセン病の元患者の方たちが、辛い経験や差別を受けてきたことがよく分かり、また家族までに偏見の目を向けられることは本当に辛いし、子どもを産むことも許されなかったということが一番衝撃的だった。」、「一番印象に残っているのは、強制的に墮胎手術を受けた話で、自分の好きな人と結婚して、自分の好きな人の子どもができても流産させられたり、産んでもすぐに殺されたり、本当に辛い話しで心が痛くなった。」、「ハンセン病の人たちが差別・隔離されていたことは知っていたが、今回の講義を受け、ハンセン病以外にも無知による偏見差別は様々な場所で見られ、ど

表2. ハンセン病問題の講義を受講した学生の学びの様相を構成するラベル一覧

シンボルマーク	最終ラベル	元ラベル
【初めて知った詳細な偏見差別の内容】	【ハンセン病は知っていたが患者が強制的に墮胎され、胎児がホルマリン漬けされるなど多くの偏見差別を受けていたことを初めて知り驚きとショックを受けた】	<ul style="list-style-type: none"> ・「ハンセン病について無知な部分が多くあったが、具体的な事例や写真を通して差別や偏見の実態について学ぶ事ができた。」 ・「ハンセン病患者の扱われ方があまりにも酷くまた、胎児がホルマリン漬けされた話は衝撃的だった。」 ・「ハンセン病は世界どこでも嫌がられ、どんなに惨めだったのか想像すらできない、病より怖いのが人からの差別でまた自由な生活が送れないのが怖くて悲しくなった。」 ・「ハンセン病の元患者の方たちが、辛い経験や差別を受けてきたことがよく分かり、また家族までにも偏見の目を向けられることは本当に辛いし、子どもを産むことも許されなかつたということが一番衝撃的だった。」 ・「一番印象に残っているのは、強制的に墮胎手術を受けた話しで、自分の好きな人と結婚して、自分の好きな人の子どもができても流産させられたり、産んでもすぐに殺されたり、本当に辛い話しで心が痛くなつた。」 ・「ハンセン病の人たちが差別・隔離されていたことは知っていたが、今回の講義を受け、ハンセン病以外にも無知による偏見差別は様々な場所で見られ、どのようにそれに立ち向かっていけばいいか考えさせられた。」
【学生自身の差別意識】	【無知な状態でハンセン病を知らなければ差別している人に流され傍観者となり自分自身も患者に対し偏見差別を持っていたと思う】	<ul style="list-style-type: none"> ・「私が当時本当のことを知らずハンセン病が感染する不治の病だと認識していた人たちから距離を置き、偏見を持ってしまっていたと思う。」 ・「私が、当時のハンセン病でない人だとしたら、未知の病気に脅え、差別の目で見ていたと思うし、医療や政府の発言の力は強力で、無知の私達は言われるがままだと思う。」 ・「今は、医学も進歩し、それほど大事にはならないが、ハンセン病が何かわからない、知識がないのに患者と仲良くなれるかと考えたし、悪口や批判はしないと思うが、患者と距離をとってしまうかもしれない。」 ・「自分に子どもがいたら、守ってあげたいという気持ちから、ハンセン病の人と関わることを許さなかったかもしれない。」 ・「この今回の講義でハンセン病患者が受けている差別の具体的な話を知ったし、ハンセン病患者の写真を見て驚いし、きっと自分も今回の講義がなければ、ハンセン病のことを知ることがなく、街中でハンセン病元患者に出会っていたら、本人を傷つけてしまうような態度をとっていたかもしれない。」
【入所者への感謝と敬意】	【これまで一般社会から偏見差別を受けながらも必死に生き抜いてきたことに敬意を払い、今の時代を創ってくれたことに感謝している】	<ul style="list-style-type: none"> ・「こんなにも辛い時代を生き抜いたことに尊敬と感謝の思いがあり、入所者のおかげで病気の治療法や誤りに気付けたし、今の平和な時代があるのはハンセン病の患者さんたちが必死に生きていてくれたからだと思う。」 ・「どんなに辛かったのか想像すらできない、生きててくれて、よく頑張ってくれて、ありがとうと伝えたい。」 ・「一生懸命生きている入所者が人間として正しいと思うし、尊敬する。」 ・「正直、ハンセン病のことについてあまり詳しく知らないが、今回ハンセン病について知り、こんな過去が日本にはあったのだと驚嘆し、過去を乗り越え、今を生きている入所者の方を大変尊敬する。」 ・「ここまで強く生きてきた事に誇りをもって前を見て胸を張ってこれからも生きてほしい、誹謗中傷を言うような酷い人たちもいるけど、そんな人はかりじゃなくて、応援している人もたくさんいるという事を知ってほしい。」 ・「ハンセン病になっただけでも苦しく、辛いはずなのにそれ以上に心無い誹謗中傷や差別を受けて、ものすごく苦しかったと思うけど、必死に生きてきたことを私達は知っているから頑張ってほしいし、ずっと応援したい。」
【入所者が安心して幸せに暮らすことへの願い】	【これまで辛く悲しい思いをして生活してきた分、これからは楽しく自由に生きていてほしい】	<ul style="list-style-type: none"> ・「元患者の方々やそのご家族の皆さんとの人生の内に少しでも多くhappyな出来事があって、輝いた幸せな一生を過ごせることを強く願っている。」 ・「ハンセン病になったことで、これまで受けた差別による苦しみや怒りは計り知れないほどあると思うが、できるなら日本にそして世界全体にハンセン病の過去の事実を伝えていってほしいし、最後には生きていてよかったと思ってほしい。」 ・「ハンセン病を体験したことない、酷い扱いをされたことがない私が言つていいかもわからないが、自由になった今を楽しく過ごしてほしい。」 ・「辛いことや悲しいことがたくさんあり、その中で今、生きているという事はとても素敵なことだし、凄いことだと思うので、笑顔で毎日を過ごしてほしいとからハンセン病について正しい知識を周りに広めていきたい。」
【ハンセン病問題に対する啓発への思い】	【ハンセン病についてもっと学習し、これまで患者が経験した悲惨な歴史や正しい知識を多くの人に伝え広めていきたい】	<ul style="list-style-type: none"> ・「先生が講義の最初に映した写真を見て、一瞬怖いと思ったが、先生の看護体験を含んだ講義を開き、その気持ちは無くなり、同情や憐れむ気持ちからではなく自分と何も変わらない同じ人間だということを改めて知った。」 ・「無知は怖いと思ったし、ハンセン病元患者さんが、これ以上傷つかないように、もう二度と悲しむ人を生まないために私達が伝えていきたい。」 ・「今回の講義でハンセン病について、実際に療養所で働いていた先生からの話を聞くことができて人生で一番深く学ぶことができ、この話を心に留めて立派な人になりたいなと思いました、資料館へ出向きもっとハンセン病について学び周りに伝えたいと思う。」 ・「ハンセン病に対する知識をもっと深め、ハンセン病について仲間と話したりするなど、誰かと共にし、ハンセン病に対しての意識を高めていきたい。」 ・「ハンセン病について無知な状態であったので、今回の講義は自分にとって大きなものになつたので、これを機会に、今回の講義の内容を心にとめ、周りの人にも発信していきたいと思う。」 ・「もっと自分自身がハンセン病について理解を深めまた理解したうえで間違った偏見や差別について少しでも社会に発信して行きたい。」 ・「まだハンセン病についてわからないことが沢山あるので、自分でもっと調べて、より多くの知識をつけて、他の人にも教えていきたい。」

のようにそれに立ち向かっていかなければ考えさせられた。」と述べ、多くの学生が初めてハンセン病に関する偏見差別の事実の内容を詳細に知り衝撃を受けていた。

2)【学生自身の差別意識】

最終ラベルは、[無知な状態でハンセン病を知なければ差別している人に流され傍観者となり自分自身も患者に対し偏見差別を持っていたと思う]とした。

学生は、初めて入所者の詳細な偏見差別の内容を知った。一般社会の人々の入所者への仕打ちにショックや悲しみ、怒りを覚えていた。しかしその一方で、学生は「私が当時本当のことを知らずハンセン病が感染する不治の病だと認識していたらその人たちから距離を置き、偏見を持ってしまっていたと思う。」、「私が、当時のハンセン病でない人だとしたら、未知の病気に脅え、差別の目で見てたと思うし、医療や政府の発言の力は強力で、無知の私達は言われるがままだと思う。」、「今は、医学も進歩し、それほど大事にはならないが、ハンセン病が何かわからない、知識がないのに患者と仲良くなれるかと考えたし、悪口や批判はしないと思うが、患者と距離をとってしまうかもしれない。」、「自分に子どもがいたら、守ってあげたいという気持ちから、ハンセン病の人と関わることを許さなかったかもしれない。」、「この今回の講義でハンセン病患者が受けている差別の具体的な話も知ったし、ハンセン病患者の写真を見て驚いたし、きっと自分も今回の講義がなければ、ハンセン病のことを知ることがなく、街中でハンセン病元患者に出会っていたら、本人を傷つけてしまうような態度をとっていたかもしれない。」と述べていた。学生は、無知な状態でハンセン病を知らなければ差別している人に流され傍観者となり、自分自身も患者に対し偏見差別を持っていたのではないかとハンセン病に対する自己の差別意識について考えていた。

3)【入所者への感謝と敬意】

最終ラベルは、[これまで一般社会から偏見差別を受けながらも必死に生き抜いてきたことに敬意を払い、今の時代を作ってくれたことに感謝している]とした。

学生は、入所者の悲惨な生活史の実態を知り「こんなにも辛い時代を生き抜いたことに尊敬と感謝の思いがあり、入所者のおかげで病気の治療法や誤りに気付けたし、今の平和な時代があるのはハンセン病の患者さんたちが必死に生きていてくれたからだと思う。」、「どんなに辛かったのか想像すらできない、生きててくれて、よく頑張ってくれて、ありがとうと伝えたい。」、「一生懸命生きている入所者が人間として正しいと思うし、尊敬する。」、

「正直、ハンセン病のことについてあまり詳しく知らないかったが、今回ハンセン病について知り、こんな過去が日本にはあったのだと驚嘆し、過去を乗り越え、今を生きている入所者の方を大変尊敬する。」、「ここまで強く生きてきた事に誇りをもって前を見て胸を張ってこれからも生きてほしい、誹謗中傷を言うような酷い人たちもいるけど、そんな人ばかりじゃなくて、応援している人もたくさんいるという事を知ってほしい。」、「ハンセン病になっただけでも苦しく、辛いはずなのに、それ以上に心無い誹謗中傷や差別を受けて、ものすごく苦しかったと思うけど、必死に生きてきたことを私達は知っているから頑張ってほしいし、ずっと応援したい。」とこれから先、入所者を応援していきたい意思を述べていた。

4)【入所者が安心して幸せに暮らすことへの願い】

最終ラベルは、[これまで辛く悲しい思いをして生活してきた分、これからは楽しく自由に生きていくってほしい]とした。

学生は、入所者の今後について、「元患者の方々やそのご家族の皆さんこれから的人生の内に少しでも多くhappyな出来事があって、輝いた幸せな一生を過ごせることを強く願っている。」、「ハンセン病になったことで、これまで受けた差別による苦しみや怒りは計り知れないほどあると思うが、できるなら日本にそして世界全体にハンセン病の過去の事実を伝えていってほしいし、最後には生きていてよかったと思ってほしい。」、「ハンセン病を体験したことない、酷い扱いをされたことがない私が言つていいかもわからないが、自由になった今を楽しく過ごしてほしい。」、「辛いことや悲しいことがたくさんあり、その内で今、生きているという事はとても素敵なことだし、凄いことだと思うので、笑顔で毎日を過ごしてほしいことからハンセン病について正しい知識を周りに広めていきたい。」と述べ、残りの人生を入所者が安心して幸せに暮らされることを願っていた。

5)【ハンセン病問題に対する啓発への思い】

最終ラベルは、[ハンセン病についてもっと学習し、これまで患者が経験した悲惨な歴史や正しい知識を多くの人に伝え広めていきたい]とした。

学生は、講義を聴き入所者の偏見差別の事実を知ったことや生活史を目の当たりにしたことから、「先生が講義の最初に映した写真を見て、一瞬怖いと思ったが、先生の看護体験を含んだ講義を聞き、その気持ちは無くなり、同情や憐れむ気持ちからではなく自分と何も変わらない同じ人間だということを改めて知った。」、「無知は怖いと思ったし、ハンセン病元患者さんが、これ以上傷つかないように、もう二度と悲しむ人を生まないために

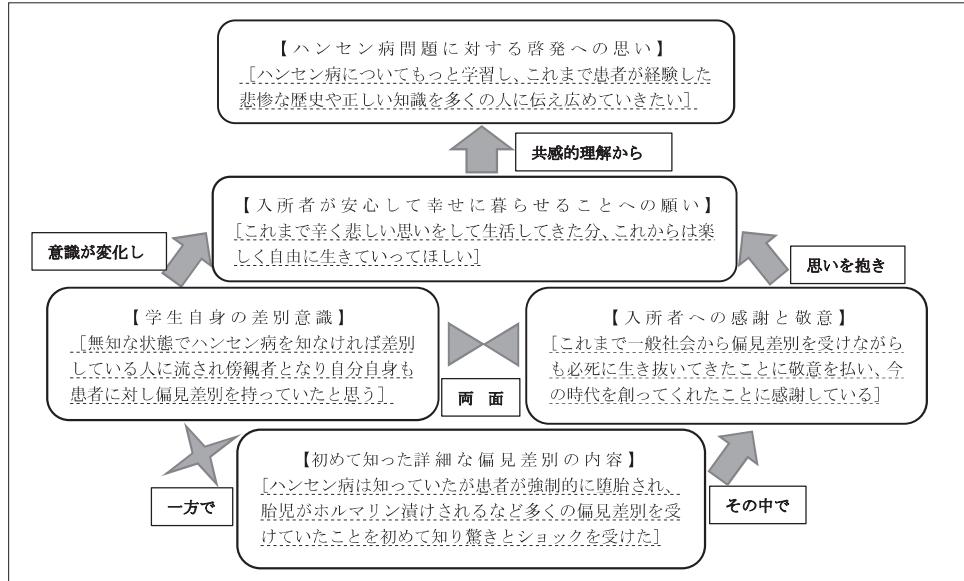


図1. ハンセン病問題の講義を受講した学生の学びの様相に関する見取り図

私達が伝えていきたい。」、「今回の講義でハンセン病について、実際に療養所で働いていた先生からの話を聞くことができて人生で一番深く学ぶことができ、この話を心に留めて立派な人になりたいなと思いまだ、資料館へ出向きもっとハンセン病について学び周りに伝えたいと思う。」、「ハンセン病に対する知識をもっと深め、ハンセン病について仲間と話したりするなど、誰かと共有し、ハンセン病に対しての意識を高めていきたい。」、「ハンセン病について無知な状態であったので、今回の講義は自分にとって大きなものになったので、これを機会に、今回の講義の内容を心にとめ、周りの人にも発信していきたいと思う。」、「もっと自分自身がハンセン病について理解を深めまた理解したうえで間違った偏見や差別について少しでも社会に発信して行きたい。」、「まだハンセン病についてわからないことが沢山あるので、自分でもっと調べて、より多くの知識をつけて、他の人にも教えていきたい。」と述べ、ハンセン病に対する学習意欲が湧き、さらに一般社会への啓発への思いを固めていた。

VII. 考 察

本研究の分析の結果から【初めて知った詳細な偏見差別の内容】【学生自身の差別意識】【入所者への感謝と敬意】【入所者が安心して幸せに暮らすことへの願い】【ハンセン病問題に対する啓発への思い】の5つのシンボルマークが抽出された。

本講義では学生に対し、ハンセン病の歴史、ハンセン病の病変や後遺症について、旧優生保護法の下で国が行なった入所者への断種、墮胎の実態、国立栗生樂園の重監房の実態など様々なハンセン病問題を画像や映像を使

用しリアルに伝えた。ハンセン病は、外見に変化をきたす皮膚病の特徴と身体障害を引き起こす神経病の特徴に加えて、治療法が確立されていなかった時代には、徐々に重症化するために、「特殊な病気」として取り扱われてきた（大阪府、2004）。また、皮膚症状として膿瘍、膿瘍化、潰瘍がみられ、時には悪臭を放した（尾崎他、2007）。そのことからハンセン病者は多大な差別、偏見を受けてきた。ハンセン病者は、身体に障害がある場合、目に見える形で症状・状態が見えるとスティグマ形成のきっかけとなりやすい（志賀、2002）。スティグマ（Stigma）という言葉は、肉体上の印を言い表す言葉であり、その印はついている者の特性上の状態にどこか異常なところ、悪いところのあることを人々に告知するために考案されたものである。その印を付けたものは奴隸、犯罪者、忌むべきもの避けられるべきものとされる（根本、2000）。つまり、ハンセン病者は、ハンセン病の後遺症をいわばスティグマ化されたことで差別、偏見が助長され一般社会から怖れられてきた背景がある。

本講義を受講しWebアンケート調査に回答した53名（80.3%）の学生は、初めてハンセン病の特徴的な病変や外見について学び、講義後の振り返りで「【ハンセン病は知っていたが患者が強制的に墮胎され、胎児がホルマリン漬けされるなど多くの偏見差別を受けていたことを初めて知り驚きとショックを受けた】」と述べ、入所者の強制墮胎、去勢手術、胎児のホルマリン漬けなどの話を聞き衝撃を受けていた。人権教育の中で、被害者側の生々しい実態の事例については伝えられることが多いが、一方で、加害者側が行った非人道的なネガティブな事例などの情報については制限されているか詳細に記述されていないことがある。真島（2010）は、ハンセン病に関する

る講義について、学生でも理解しやすいように視聴覚教材を使用すると効果的であること、ハンセン病に関するニュースを作成したエピソード、ハンセン病元患者を招いた授業実際例を通して学びが深まったと述べている。また楳尾（2017）は、視聴覚に訴える体験的な講義を受講した後は、8から9割の学生が差別意識の軽減ができたと述べている。しかし、視聴覚教材を使用しリアルに伝える事の危険性もある。例に挙げると、ハンセン病は後遺症として外見に変化をきたす皮膚病の特徴と身体障害を引き起こす神経病の特徴がある。そのため、木下（2016）は、真島（2010）が述べていることとは逆に、ハンセン病患者を追ったドキュメンタリー番組が放映されたことで、かえって「ハンセン病は恐ろしい病気だ」という社会の偏見を助長したと述べている。つまり、ハンセン病患者の特徴、象徴とされる身体の変形、障害だけを強烈に示すことでハンセン病患者全てがこのような後遺症が残るといった誤解を招く恐れがある。その危険性を踏まえ、視聴覚的教材を使用する場合は、その映像を示す目的や意味を考えることや、映像に出る人物や関係者のプライバシーの面に配慮することが重要である。また、佐久間（2014）は、ハンセン病に関する内容はどの教科書もハンセン病患者・回復者への「人権侵害」の生々しい実態には触れておらず・被差別者の中で生きてきた人々の思いに「共感」できるような記述はほとんど見られず知識的理解のみに終わらせないためには、教科書の記述をベースとしてそれぞれの教師が教材や学習活動に工夫を加えることが求められるとしている。佐久間（2014）が述べているように学生に対し、ハンセン病問題の生々しい実態は、教科書で触れて教育されていないことから、ハンセン病問題の事実を学生に事実としてリアルに伝えることも重要であると考える。

今回の講義においては、療養所で看護師経験がある教員が登場人物や受講する学生にも配慮しながら学生に分かりやすく、かつインパクトのある講義内容にするために教材を吟味し、目的意識を持ち視聴覚教材を使用した。学生は、「もし、私が当時、本当のことを知らずハンセン病が感染する不治の病だと認識していたらその人たちから距離を置き、偏見を持ってしまっているだろうなと思います。」や「もし私が、当時のハンセン病でない人だとしたら、未知の病気におびえ、差別の目で見てしまつただろうと思います。」と述べ、ハンセン病問題を知らずにいれば差別する側に回っていた可能性があると【学生自身の差別意識】を述べていた。学生は、ハンセン病問題の事例について学び、衝撃を受け、詳細な偏見差別の詳細な内容から、学生自身の差別意識について考える機会になっていた。また学生は、ハンセン病に対し無知な状態であれば差別する側に回った可能性があると述べており、ハンセン病問題に対する無知は、事実とは真逆

の間違った見方をする可能性があることから、事実に基づいた正しい判断をするためにも無知を解消する必要があると考える。

学生は、講義の中で入所者のリアルな病変や外見、これまで多くの偏見差別の歴史的背景、非人道的な医療的処置などの実際を学んだことで、自己を内省し偏見差別を受けてきた入所者に対し理解を深めたと考える。学生は、〔（入所者が）これまで一般社会から差別・偏見を受けながらも必死に生き抜いてきたことに敬意を払い、今の時代を創ってくれたことに感謝している〕ことや〔（入所者が）これまで辛く悲しい思いをして生活してきた分、これからは楽しく自由に生きていってほしい〕と述べている。学生は今回の講義を受け、衝撃的な体験をしたこと、自己の差別意識について考えたこと、さらに講義の学びから自己を内省するといったそのプロセスを辿ったことで、入所者がこれまでの苦難の人生を生き抜いてきたことに対し【入所者への感謝と敬意】を払い【入所者が安心して幸せに暮らすことへの願い】といった心情を抱いたと考える。さらに学生は〔ハンセン病についてもっと学習し、これまで患者が経験した悲惨な歴史や正しい知識を多くの人に伝え広めていきたい〕とも述べ【ハンセン病問題に対する啓発への思い】に繋がっていた。学生のその思いは、講義を受講することで、ハンセン病を正しく理解し、差別偏見を受けてきた入所者を一人の人間（個人）として捉えようとしている姿勢が学生のコメントから窺われる。すなわち学生は、本講義を受講する中で偏見差別に対し『自己を内省する学び』を得ており、その学びが入所者の思いに対し共感的に理解を示す姿勢に繋がっていたことが示唆された。

工藤ら（2022）はハンセン病療養施設での統合実習における看護の本質についての学生の学びについて統合実習に参加した学生のレポート内容を質的帰納的に分析している。分析の結果から傾聴によって入居者の憤りや悲しみに触れ、学生がそれらの感情を共感的に理解したことを示していた。こうした理解が、歴史を学び正しい知識をもって後世に引き継ぐという、学生自身の使命の自覚にも繋がっていたと報告している。本講義を受講した学生も講義後に偏見差別を受け苦難の人生を歩んできた入所者の生活史を学び、入所者の思いに共感的に理解したことで、正しい知識を持ってハンセン病問題に対する啓発への思いに繋がったと考える。また西村（2020）は、学生が入所者の心情や強く生きる姿を目の当たりにし、それに共感することで学生自身の差別意識をなくすことや倫理観を高めることにも繋がると述べている。

A大学の近隣には、ハンセン病療養所があり、ハンセン病資料館も隣接している。今回のWebアンケート調査に回答した66名のうち、入所者と関わったことがない学生が62名（94.3%）、資料館を訪ねたことがない学生が

61名（92.4%）であった。学生は、今回の講義で学んだことを自分自身や周りの学生と振り返ることが重要である。また自ら療養所に足を運び、入所者の声を聞き、入所者とのふれ合い、偏見差別を受けながらも人生を生き抜いてきた入所者の思いに共感することで西村（2020）が述べている学生自身の差別意識をなくすことや倫理観を高めることができると考える。

VIII. 研究の限界と今後の課題

本講義を受けた学生は学部、学科、学年も異なるため今後は、学生個々の学びや学部、学科の学びの特徴も明らかにしたい。今回、分析の結果、【初めて知った詳細な偏見差別の内容】、【学生自身の差別意識】、【入所者への感謝と敬意】、【入所者が安心して幸せに暮らすことへの願い】、【ハンセン病問題に対する啓発への思い】の5の最終シンボルマークが抽出され、講義後の学びの様相が明らかになった。しかしながら今回、Webアンケート調査の構造化された限られた質問項目の自由記述の内容を質的に分析し、まとめているためデータの内容には限界がある。

今後、学生に半構造化面接調査を実施し、講義の内容から何を学び、その学んだ内容についてどのように感じ、考えたのか、学生の語りからデータの収集・分析を重ね、更なる学生のハンセン病問題に対する学びを明らかにしたい。また、先行研究において、医学生や看護学生を研究者対象者としたハンセン病関連の施設での実習やハンセン病関連の講義後の学びについて分析された研究が散見されたが今回、本研究との比較分析までは至っていないため今後の課題としたい。

IX. 終わりに

本講義を受講した多くの学生は、講義の中で入所者が偏見差別を受けてきた歴史的背景や強制墮胎、去勢手術、胎児のホルマリン漬けなどの非人道的な医療処置の実際にについて話を聞き【初めて知った詳細な偏見差別の内容】に衝撃を受けた。学生は、詳細な偏見差別の内容を学んだことで【学生自身の差別意識】について考える機会となり、そのことが学生の自己内省へ繋がっていた。学生は、ハンセン病問題を学び、衝撃的な体験をし、自身の差別意識について考え、自己を内省するプロセスを辿ったことで、入所者の思いに対し共感的に理解を深めていた。学生は、入所者に対し共感的に理解を深めたことで、これまで偏見差別を受け苦難の人生を生き抜いてきた【入所者への感謝と敬意】を表し、今後【入所者が安心して幸せに暮らすことへの願い】を込め、【ハンセン病問題に対する啓発への思い】に繋がっていた。

今回、ハンセン病問題の講義を受講した学生の学びの様相から、その講義を通して大学生に『偏見差別』に向き合う姿勢や態度を育む可能性が示唆された。今後、ハンセン病療養所の入所者は高齢化が進み過去に体験した生の声を伝える者は確実に減少していく。君塚（2017）は、ハンセン病問題の継承について、学校の授業や書籍等で「知る」、展示を「見る」、実物を通して新たな知見を「得る」という行為を経て、体験者の「語り」を聴く、空間を「共有する」、あるいは「対話する」という行為の一連のプロセスが、啓発・教育を受ける側の認識の深化に持つ意味や記憶の「継承」にいかなる意味を持つのかが今後の課題であると述べている。これまでのハンセン病による多大な問題があったという事実を学ぶ教育は、学生の偏見差別に対する態度や姿勢を育む上でも有用であり、過去から現在に至るハンセン病問題を風化させないためにも今後、このハンセン病問題を継承していく担い手の育成も重要なと考える。

謝 辞

本研究に協力して頂いたA大学の学生の皆様に深く感謝申し上げます。また、分析過程においてご指導、ご助言賜りました名桜大学看護学研究科大城凌子教授、永田美和子教授、沖縄愛樂園交流会館 鈴木陽子学芸員に感謝申し上げます。

利益相反

本研究における利益相反は存在しない。

文 献

- 法務省（2011年4月11日）. 人権教育・啓発に関する基本計画.
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html>
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html> (参照2021年8月7日)
- 厚生労働省（2008）. ハンセン病問題の解決の促進に関する法律.
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/kokujii/dl/9.pdf> (参照2021年8月7日)
- 北岡秀郎（2011）. 宿泊拒否事件、菊池野、菊池恵楓園入所者自治会機関、5-6.
- 木下晋（2016）. ハンセン病と向き合う人々、<https://leprosy.jp/people/kinoshita/>. (参照2022年12月15日).
- 君塚仁彦（2017）. 「ハンセン病博物館」における社会啓発・人権教育活動の課題と方向性、日本ハンセン病学会雑誌、86（1）、60.

国立ハンセン病史料館(2021). ハンセン病問題について.

<https://www.nhdm.jp/> (参照2022年4月29日)

工藤みき子, 渡邊彩, 片桐由紀子, 船木由香, 山形寛, 塚

本尚子 (2022). ハンセン病療

養施設での統合実習における看護の本質についての学生

の学び, 日本ハンセン病学会雑誌, 91 (1), 35.

片桐いづみ, 石津仁奈子, 村中陽子他 (2022). 看護倫

理を学ぶ科目に国立ハンセン病資料館オンライン見学

を導入して – 授業準備と学修効果に焦点を当てて

–, 秀明大学看護学部紀4 (1), 11-19.

文部科学省 (1997). 人権教育のための国連10年」に関

する国内行動計, https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370664.htm (参照2021年8月7日)

真島聖子 (2010). 判決書教材を活用した人権教育 –

大学における授業実践を中心に –, 愛知教育大学教育実践総合センター紀要, 13, 119-126.

横尾真佐枝 (2017). 障害児・者に対する差別意識に

関する考察, 大学生の意識調査より, 中国学園紀要,

(16), 143-150.

根本治子 (2000). ハンセン病のスティグマ, 飯田女子

短期大学紀要, (17), 123-141.

西村愛 (2020). 障害者差別解消法における障害学生支

援の課題 – 障害学生からの意思の表明に焦点をあて

て –, 人間生活学研究, (11), 11-24.

大阪府 (2004). 大阪府ハンセン病実態調査報告書,

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/hansen/houkoku.html> (参照2021年8月7日)

尾崎元昭, 牧野正直, 大谷藤郎, 長尾榮治, 尾崎元昭,

畠野研太郎, (編) (2007). 総説 現代ハンセン病医学,

病型分類, 182, 神奈川:東海大学出版会.

大澤健司 (2013). 国立療養所多磨全生園・ハンセン病

資料館見学における学生の学び, 東京厚生年金看護専門学校紀要, 15 (1), 51-55.

志賀文哉 (2002). 身体障碍とスティグマの諸相 –ハ

ンセン病研究からの一考察–, 社会福祉学, 43 (1), 165-175.

佐久間建 (2014). ハンセン病と教育 –負の歴史を人権

教育にどういかすか–, 292, 東京: 人間と歴史社.

梅野正信 (2013). 人権教育資料の分析的研究 2 –人

権課題に関わる指導例示の特色と傾向–, 上越教育大學研究紀要, (32), 59-74.

山浦晴男 (2018). 質的統合法入門 考え方と手順, 9-19,

東京: 医学書院.

吉川福実 (2020). ハンセン病をテーマとした和歌山県立

医科大学の人権教育における学生レポートの分析, 日

本皮膚科学会誌, 130 (13), 89-97.